

## 令和5年第4回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案 第134号

【芝地区総合支所区民課】

### 港区事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「戸籍法」の一部改正により、戸籍の全部事項証明書等を本籍地以外の区市町村で取得できることとなることに伴い、広域交付手数料等を新設するものです。

#### 【条例改正の背景】

住民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地以外の区市町村で戸籍の全部事項証明書等を取得できるようにすること等を目的として、戸籍法が改正されました。

この場合の証明書交付等に係る手数料の標準額が、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により令和5年12月6日に定められたことから、条例を改正します。

#### 【条例改正の内容】

①戸籍の全部事項証明書の広域交付等に係る手数料を定めます。

事務の名称	手数料の額
戸籍の全部事項証明書等の広域交付	450円
除籍の全部事項証明書等の広域交付	750円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円
届書等情報の内容の証明書の交付	350円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	350円

※電子証明書提供用識別符号を取得することにより、一定の手続において戸籍の全部事項証明書等の添付を省略することができるようになります。

#### 【施行期日】

令和6年3月1日

議案 第135号

【企画経営部財政課】

### 令和5年度港区一般会計補正予算（第8号）